

議案第二号

港区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

港区道路占用料等徴収条例（昭和四十七年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「法第三十五条に規定する事業（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。）第十八条に規定するものを除く。）及び」を削る。

別表中「一三、八〇〇」を「一五、八〇〇」に、「二一、五〇〇」を「二四、七〇〇」に、

「二九、〇〇〇」を「三三、三〇〇」に、

七、九〇〇	一二、七〇〇
-------	--------

を

九、〇八〇	一四、六〇〇
-------	--------

に、「一七、三〇〇」を「一九、八〇〇」に、「一、〇六〇」を「一、二一〇」に、

一二〇
六七

を

一三〇
七七

に、「一〇、九〇〇」を「一二、五〇〇」

に、「七、二九〇」を「八、三八〇」に、「二二、四〇〇」を「二五、七〇〇」に、「一九、七〇〇」を「二二、六〇〇」に、「四七〇」を「五四〇」に、「六七〇」を「七七〇」に、「一、四二〇」を「一、六三〇」に、「二、一七〇」を「二、四九〇」に、「二、九四〇」を「三、三八〇」に、「五、〇九〇」を「五、八五〇」に、「一四、四〇〇」を「一六、五〇〇」に、「一五、一〇〇」を「一七、三〇〇」に、「令第七条第一号」を「道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。）第七条第一号」に、「一七、九〇〇」を「二〇、五〇〇」に、「三〇、七〇〇」を「三五、三〇〇」に、「九、三二〇」を「一〇、七〇〇」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の港区道路占用料等徴収条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

（説明）

道路占用料の額を改定するほか、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十五年政令第二百四十三号）の施行による道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。